第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画 (第2期宗像市次世代育成支援対策行動計画) (第2期宗像市子ども基本条例行動計画) (第2期宗像市子どもの未来応援計画) 素案

> 令和元年 || 月 宗像市

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画(目次)

第	草	ī 計画策定にあたって	2
	ı	計画策定の趣旨	2
:	2	第 期計画の総括	3
;	3	計画の法的根拠と位置づけ!	5
4	4	計画策定の背景	5
ļ	5	計画の期間	0
第	2 章	i 子ども・子育てを取り巻く現状	ı
	ı	統計でみる宗像市の子ども・子育ての現状	ı
	2	幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	5
,	3	ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状	7
4	4	団体調査の結果3	3
ļ	5	各種調査からみる課題	5
第:	3 章	i 計画の基本的な考え方3'	7
	ı	基本理念3'	7
:	2	基本方針3'	7
第4	4 章	i 計画の内容40	C
	ı	基本理念・基本方針を具体化する事業4	ı
第	5 章	i 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策についてエ ラ ー	!
ブ・	ック	'マークが定義されていません。	
	ı	区域の設定 エラー! ブックマークが定義されていません。	
:	2	子ども・子育て支援事業の量の見込みに対する確保方策エラー! ブックマークが定義され	ι
-	てい	いません。	
;	3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策エラー! ブックマークが定義されて	7
(ハま	せん。	
第	6章	ⅰ 計画の推進	
	ı	計画の推進体制 エラー! ブックマークが定義されていません。	
	2	進行の管理 エラー! ブックマークが定義されていません。	

第 章 計画策定にあたって

計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や 社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与え るものとして懸念されています。

国においては、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、平成 27 年度から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度(以下「新制度」という。)が施行されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実などを総合的に推進していくことが必要となっています。

また、平成 28 年 6 月には「ニッポンー億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革 の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を講じていくことが掲げられました。

さらに、平成 31 年 2 月には、重要な少子化対策の 1 つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されています。これは、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、平成 27 年度から平成 31 年度(令和元年度)までを計画期間とした「第 1 期宗像市子ども・子育て支援事業計画(以下「第 1 期計画」という。)」において、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を進めてきました。また、第 1 期計画では次世代育成支援対策推進法に基づく「宗像市次世代育成支援対策行動計画」及び「宗像市子ども基本条例」に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための「宗像市子ども基本条例行動計画」も兼ねていました。

さらに本市では、平成 26 年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子どもの貧困対策に焦点を当てた「宗像市子どもの未来応援計画」を平成 30 年 3 月に策定し、第 1 期計画を補完する計画とし、子ども・子育てに係る施策を推進してきました。

このたび、第 | 期計画が、令和元年度で計画期間が終了することに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、第 | 期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進し、第 2 次宗像

市総合計画に掲げる「元気を育むまちづくり」及び戦略的取組である「都市ブランド(子育 て世代に選ばれる都市)の推進」の実現に資することを目指し、前述の4つの子ども・子育 てに係る計画を包含した総合的な計画として「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」 (以下「本計画」という。)を策定します。

2 第1期計画の総括

第 | 期計画では、「子どもの未来が育つまち むなかた」を基本理念として、「子どもの最善の利益」の保障と一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を実施してきました。各事業は、事業実施の必要がなかったため評価できないものが | 件あるものの、概ね計画どおりに実施できたと評価できます。

【第 | 期計画体系】

基本理念	基本方針	施策カテゴリー
子どもの未	①子どもが 心豊かに育つ まちづくり	 (1) 子どもの居場所づくり (2) 体験活動の推進 (3) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援 (4) 教育環境の充実 (5) 健やかな身体の育成 (6) 豊かな心の育成 (7) グローバル人材の育成
子どもの未来が育つまちな	②安心して 子どもを産み 育てられる まちづくり	 (8) 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実 (1) 子育て力向上のための支援 (2) 教育・保育サービスの充実 (3) ひとり親家庭の自立支援 (4) 子育て経費の支援 (5) 母子の健康の確保
なかた	③子どもに やさしい まちづくり	(1) 家庭や地域の教育力の向上 (2) 地域で取り組む子育て支援体制づくり (3) 子ども・子育て家庭を取り巻く生活環境の整備 (4) ワークライフバランスの推進 (5) 子どもの安全確保

第 | 期計画では、以下の 7 つの施策を重点施策として事業実施してきており、各施策の実施状況は、右欄に掲げるとおりです。

【第Ⅰ期計画における重点施策とその実施状況・評価】

基本方針	重点施策	実施状況・評価
	(1)	各地区コミュニティや市民活動団体と協働し、異年齢交
	子どもの居場所	流や自然体験活動の機会を子どもに提供でき、子どもの居
① 子 ど も が	づくり	場所づくりの拡充に繋がりました。
もが		「子どもまつり事業」や「子ども育成推進事業」で、子ども
N ^C	(2)	実行委員がまつりの企画を行ったり、わくわく体験報告会
豊 か	体験活動の推進	での発表等を通して、子どもの「豊かに育つ権利」や「意見
に 育		を表明する権利」の保障に繋がりました。
7		宗像市グローバル人材育成プランに基づいて、多文化交
つまちづ	(7)	流等の各種事業を通して、子どもたちが諸外国や宗像市の
づく	グローバル人材	お互いの文化や歴史を知り、自分自身の考えを持ち、異なる
ij	の育成	意見や価値観を受け入れる受容力やコミュニケーションカ
		を育むことができました。
2	(2)	保育の量の確保方策に基づき保育所の定員を拡充した
安心	教育・保育サー	り、延長保育事業や一時預かり事業等の充実を行いました
育して	ビスの充実	が、引き続き、入所待ち児童の解消に向けて保育士確保を含
ら子	こ人の元夫	めた取り組みを行っていく必要があります。
れどるも		各事業で、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母
まを	(5)	子保健サービスを行ってきました。乳幼児健診の受診率も
ち産づみ	母子の健康の確	95%以上を維持しています。今後も、子育て世代包括支援
ر ا	保	センターとして関係部署・機関との連携を強めて相談・支援
,		体制をさらに整えていく必要があります。
		「家庭教育学級」等で、家庭・学校・地域が相互に連携しな
3	(1)	がら教育力向上を図り、子どもの健全育成に繋げてきまし
	家庭や地域の教	た。しかし、「宗像市子ども基本条例」の認知度はまだまだ
ども	育力の向上	低いため、今後も引き続き啓発活動に努める必要がありま
子どもにやさし		す。
まち	(2)	地域の子育てサロンで保健師等が子育てミニ相談会を行
まちづくり	地域で取り組む	ったり、地域と行政とで一体となった子育ての支援を行っ
9	子育て支援体制	てきました。今後も、子育て支援に地域の力は不可欠である
	づくり	ため、より一層支援体制を強化していく必要があります。

-これらの第Ⅰ期計画の評価も踏まえながら、本計画を策定し、事業の推進を図っていきます。

計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、次に揚げる法律及び宗像市条例に基づく子ども・子育てに係る総合的な計画です。

(1)「子ども・子育て支援法」に基づく第2期事業計画

「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していきます。

(2)「次世代育成支援対策推進法」に基づく第2期行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画。「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年(令和7年)3月まで10年間延長されました。これより、市町村行動計画の策定は任意となりました。しかし、本市では、子ども・子育てに関する総合的な施策事業を行ってきており、今後も継続して施策事業を進めるための行動計画です。

(3)「宗像市子ども基本条例」に基づく第2期行動計画

「宗像市子ども基本条例」第 13 条に基づく行動計画。宗像市では、子どもの権利及び健やかな成長を保障することを目的に「宗像市子ども基本条例」を施行しており、この条例に基づく子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するための行動計画です。

(4)「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく第2期行動計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく市町村行動計画(策定は努力義務)。子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す、本市の子どもの貧困対策についての計画です。

本計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第2次宗像市総合計画」をはじめ、 「第4次宗像市健康福祉計画」その他の関連計画との整合を図り、策定しています。

計画策定の背景

(1)子育てをめぐる全国的な現状・課題

① 子育て環境の変化

平成 26 年に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されると、わが国において長期的に大きな課題となっている少子高齢化と人口の減少に対応するための様々な施策がスタートしました。

特に、子ども・子育ての分野においては、若い世代が希望する時に結婚し、安心して妊娠・ 出産・子育てできる環境の整備を計画的に進めていくための指針が示されました。

また、経済の長期的な低迷傾向や男女共同参画意識の醸成などにより、共働き世帯はさらに増加しています。本計画においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という考え方を基本としますが、子育てが父母や家庭内で完結するものではない状況がより鮮明になっており、職域や地域等の社会がそれぞれの立場から相応の負担を引き受け、協力し合いながら子育てを進めていくことが不可欠となっています。

② 支援が必要な子どもへの対応

厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」(平成 24 年)によると、わが国の6人に1人の子どもが相対的な貧困状況にあり、特に、ひとり親家庭の子どもの半数以上が相対的な貧困状況に該当していると報告されています。また、近年、子どもに対する虐待やいじめ、及びそこから派生する子ども・子育て世帯の社会的な孤立等が大きな問題となっています。

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行(令和元年 9 月改正)し、また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域社会の中で丸ごと支えていくため、平成 29 年には社会福祉法を改正しました。増加・顕在化がみられる生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

③ 保護者等の働き方の変化

共働き世帯が増加する中、安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備が保護者の働き やすさに直結します。

国の働き方改革実現会議において「働き方改革実行計画」を策定し、子育てと仕事の両立がしやすい支援制度の整備を進めることとされています。また、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組みがなされる一方、育児休暇の取得や平日の子どもとの関わりは未だ父母の間で大きな差があり、今後、家庭における性別による役割の固定化等は解消していくことが望まれます。

(2) 子ども・子育て支援新制度について

前述のような子育てをめぐる全国的な現状・課題に対応するため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を計画的に進めるための新制度が平成27年4月に施行されました。

■新制度のポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「<u>施設型給付</u>」)及び 小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(地域子ども・子育て支援事業)の充実
- ④市町村が実施主体となる
- ⑤社会全体で費用を負担(消費税の引き上げにより充実に向けた予算を確保)
- ⑥政府の推進体制を整備
- ⑦子ども・子育て会議の設置
- ⑧仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の創設 (平成 28 年度より。国が実施主体)
- ※国の制度説明資料(「子ども・子育て支援新制度について(平成 30 年5月)」、「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK(平成 28 年4月改訂版)」)等を参照
- ■新制度の事業・給付体系

市町村主体で行う事業

認定こども園・幼稚園・保育所等、共通の財政支援

施設型給付

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ 持ち、地域の子育て支援も行う施設

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるため の幼児期の教育を行う学校

保育所

就労などのため家庭で保育できない 保護者に代わって保育する施設

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育 少人数で、0~2歳の子どもを保育する事業 地域の実情に応じた子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ·利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ·乳児家庭全戸訪問事業
- ·養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)
- ·延長保育事業
- ·病児保育事業
- ·放課後児童健全育成事業
- ·妊婦検診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体で行う事業

仕事と子育ての両立支援

仕事・子育で両立支援事業

- ~平成 28 年度創設~
- ・企業主導型保育事業 従業員の多様な就労形態に対 応できる保育施設の設置・運 営の費用を助成する
- ・企業主導型ベビーシッター 利用者支援事業 残業や夜勤等でベビーシッター を利用した際に費用の補助を 受けることができる

(3) 本計画の策定にあたって踏まえるべき政策動向

第 I 期計画の後継となる本計画においては、近年の政策動向を踏まえた内容を反映することとされています。主な政策動向としては、以下のような内容があります。

① 幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について 2017 (骨太の方針 2017)」において幼児教育・保育の無償化の実施が提言されており、その後、平成 30年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。

令和元年 10 月より、以下のように、教育・保育施設の利用料が無償化されました。

40 step 100 step 140 2.0.	41.72 1. by 11. a 4 by
教育・保育施設	対象と無償化の内容
	●3~5歳:幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型
	保
	 育(標準的な利用料)の利用料無償化
	日 (小赤十山)なイリカルイナン・ハリカル 一点 日 日
	稚園 0.87 万円、国立特別支援学校幼稚部 0.04 万円)まで無償化
	※原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等 に鑑み、満3歳から無償化。
○ 幼稚園、保育所、 ○	※各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育
認定こども園等	を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象 外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態が
	か。工能が外の効光教育を目的とする施設については、北め光が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化
	の対象。
	※保護者から実費で徴収している費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の 対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3~5歳は施設による実
	費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収
	360 万円未満相当世帯)
	●0~2歳:上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
	●保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応
	じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化
の 幼稚園の の	※保育の必要性の認定:2号認定又は2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに
預かり保育	法制化) ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満た
O 幼稚園の O 預かり保育 O	すよう指導・監督
	●3~5歳:保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における
	保育料の全国平均額(月額 3.7 万円)までの利用料を無償化
	※認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センタ
	ー事業を対象 ※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり
○認可外保育施設等○	保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場
	合も無償化の対象 ※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただ
	し、経過措置として5年間の猶予期間を設定
	●0~2歳:保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の
	子供たちを対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化
L	

② 子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画となる「子育て安心プラン」が平成29年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を令和2年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童の解消や保育の受け皿整備に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行)の改正が行われました。

③ 企業主導型保育事業

待機児童の解消を目指す国の「待機児童の解消加速化プラン」(平成 25 年 4 月) は、現在 50 万人分の待機児童の受け皿の整備が求められており、その内 5 万人分を、企業主導型保育の設置によって対応することとしています。

企業主導型保育事業は従来の事業所内保育と異なり、市町村の認可が不要であり、企業に おける従業員の利用枠以外に、地域住民の受け入れが可能な「地域枠」の設定については任 意で、地域枠は最大で定員の5割まで設定が可能となっています。

④ 放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の向上等を受けて増加する放課後児童 クラブ(本市においては「学童保育所」という。)の待機児童に対応し、さらなる受け皿拡大 や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととなっています。

また放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の教室を全国でI万箇所以上設置すること、新規開設する教室については、80%以上は小学校内の余裕教室を活用することが求められています。

⑤ 平成 28 年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講じることとされています。

⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正

令和元年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が一部改正され、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消」に向けて推進することが明記され、市町村における子どもの貧困対策について計画を定めるよう努めるとされました。また、子どもの貧困に関する国の指標として「ひとり親世帯の貧困率」「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」が追加されました。

5 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第6 | 条に基づき、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。本計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と次期計画策定を行います。

(年度)

H30	H31/RI	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第Ⅰ其	月計画	第2期	宗像市子	ども・子育 (本計画)	て支援事業	業計画			
					評信 次期計	>		次期計画 予和7年度	

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

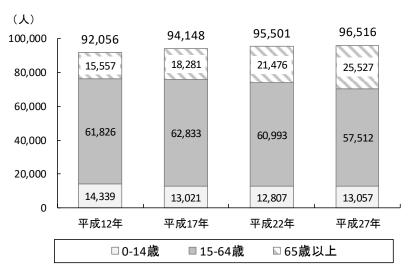
統計でみる宗像市の子ども・子育ての現状

(1)人口の状況

本市の人口は、平成 12 年以降増加傾向にあります。年齢 3 階級別にみると、幼年人口(0~14 歳)はおおよそ 13,000 人の±1,000 前後で推移しています。生産年齢人口(15 歳~64歳)は減少傾向にあり、高齢人口(65 歳以上)は増加傾向にあります。

年齢 3 階級別の割合をみると、幼年人口は平成 17 年以降おおよそ 13%で推移しています。 生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加傾向にあります。

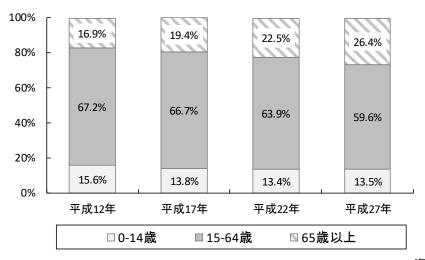
■人口の推移



※平成12年は合併前の旧宗像市、玄海町、大島村の合計

資料:「国勢調査」

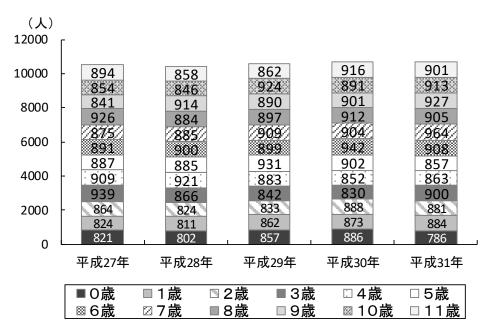
■年齢3階級別人口割合



資料:「国勢調査」

平成 27 年以降の 0~II 歳の人口の推移をみると、いずれの年齢も 900 人前後で推移しています。

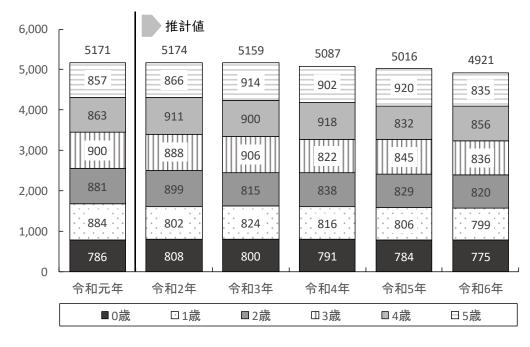
■0~11歳の人口の推移



資料:「福岡県オープンデータサイト」

0~5歳の令和6年までの人口を予測したところ、令和2年より減少しはじめ、令和6年には5,000人を切ると予想されます。

■0~5歳人口の将来推計

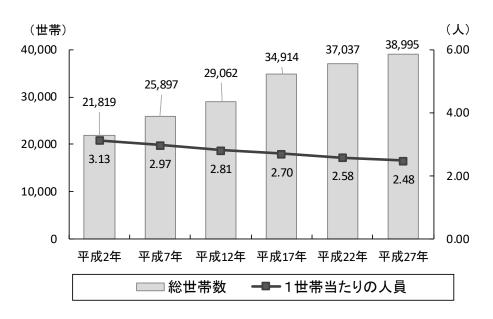


※「福岡県オープンデータサイト」の人口統計を基にコーホート要因法で推計

(2)世帯の状況

世帯の状況をみると、総世帯数は増加していますが、I 世帯当たりの人数は減少しています。核家族化が進行し、単独世帯の増加が影響していることが考えられます。

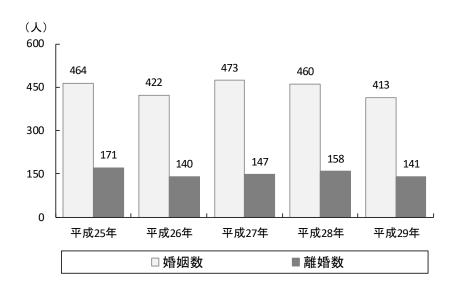
■総世帯数と I 世帯当たりの人員



資料:「国勢調査」

婚姻の件数をみると、平成 25 年からは 400 件代で推移しています。離婚の件数は、150 件前後で推移しています。

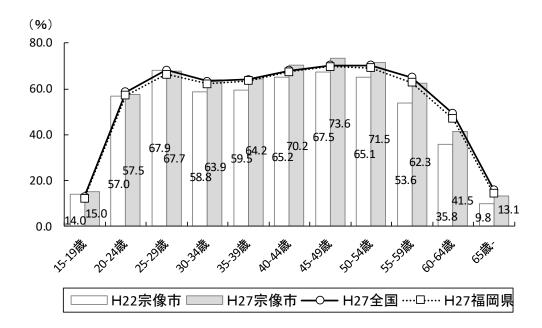
■婚姻と離婚



資料:「人口動態調査」

(3) 女性の就業状況

女性の就業率を平成 22 年と平成 27 年とで比較すると、30 歳以上で就業率は上昇しています。平成 27 年の宗像市の女性の就業率は、全国及び福岡県と同水準となっています。



2 幼児期の教育保育、地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

(1) 幼児期の教育保育の提供状況

① 1号認定(2号認定の教育希望を含む)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	1,719	1,686	1,626	1,532	1,501
確保方策	人	1,612	1,635	1,822	1,848	1,851
受入実績	人	1,731	1,734	1,718	1,624	1,589

② 2号認定

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	929	911	879	828	810
確保方策	人	839	839	856	892	1026
受入実績	人	935	937	928	878	858

③ 3号認定(0歳)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	158	156	153	150	146
確保方策	人	148	148	155	169	185
受入実績	人	184	188	192	188	183

④ 3号認定(I~2歳)

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	621	612	600	588	577
確保方策	人	543	578	627	658	720
受入実績	人	696	691	720	706	692

(2)地域子ども・子育て支援事業の提供状況

① 利用者支援に関する事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	か所	1	1	ı	ı	ı
確保方策	か所	1	Ι	I	I	-
受入実績	か所	1	Ι	2	2	_

② 時間外保育事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み(利用者数)	人	535	525	511	490	479
確保方策	人	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
受入実績(利用者数)	人	406	432	427	475	-

③ 放課後児童健全育成事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	798	799	812	829	817
確保方策	人	1,260	1,285	1,285	1,285	1,285
受入実績	人	731	783	800	839	_

④ 子育て短期支援事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	12	12	1.1	11	11
確保方策(ショートステイ)	人	70	70	70	70	70
受入実績	人	0	0	6	50	-

⑤乳児家庭全戸訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	610	605	600	595	590
確保方策	人	650	650	650	650	650
受入実績	人	793	823	794	748	-

⑥養育支援訪問事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人	40	40	40	40	40
確保方策	人	50	50	50	50	50
受入実績	人	141	225	210	282	-

⑦地域子育て支援拠点事業

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人回	8,177	8,027	7,807	7,491	7,333
確保方策	箇所	1	1	1	I	1
受入実績	人/年	7,008	20,496	18,456	18,943	-

⑧一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)その他の一時預かり事業

幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人日	1,922	1,888	1,835	1,761	1,724
確保方策	人日	1,968	1,968	1,968	1,968	1,968
実績	人/年	423	401	394	426	-

その他の一時預かり	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人日	4,288	4,211	4,159	4,109	4,028
確保方策	人日	4,898	4,898	4,898	4,898	4,898
実績	人日	1,746	751	595	514	_

⑨ 病児保育事業

※平成27、28年は実績調査をしていない。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
星の目は 7.	号認定	人日	3,635	3,566	3,438	3,241	3,170
量の見込み 2号認定	2号認定	人日	17,716	17,346	16,726	15,805	15,434
確保方策			30,160	30,160	30,160	30,160	30,160
受入実績		人/年	-	-	9,863	20,138	-

⑩妊婦に対する健康診断

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
量の見込み (必要利用定員総数)	人日	9,940	9,800	9,660	9,520	9,380
確保方策	人日	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
実績	人日	10,321	10,360	10,669	9,865	-

3 ニーズ調査からみる宗像市の子ども・子育ての現状

(1)調査概要

● 調査対象:就学前児童を持つ保護者と小学生の子どもを持つ保護者

● 調査期間:平成31年2月1日~2月15日

● 調査方法:郵送調査法

● サンプル数:就学前児童の保護者 3,000

小学生の保護者 1,000

● 抽出方法:無作為抽出

	配布数	回収数	有効回答票数	回収率
就学前児童の保護者	3,000	1,598	1,598	53.3%
小学生の保護者	1,000	528	528	52.8%

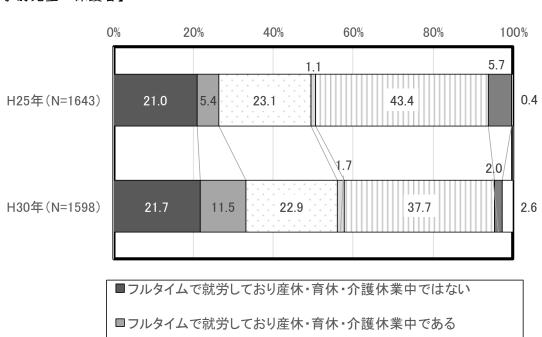
(2)調査結果の概要

■就労状況

就学前児童の保護者の就労状況を平成 25 年の調査と比較すると、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しており、育児休業制度の利用が進んでいます。また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、就労意向は増加傾向にあると考えられます。 小学生の保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合は減少しています。 なお、母親の就労意向については、パート・アルバイトでの就労を希望している方が多くなっています。

【就学前児童の保護者】

1.)



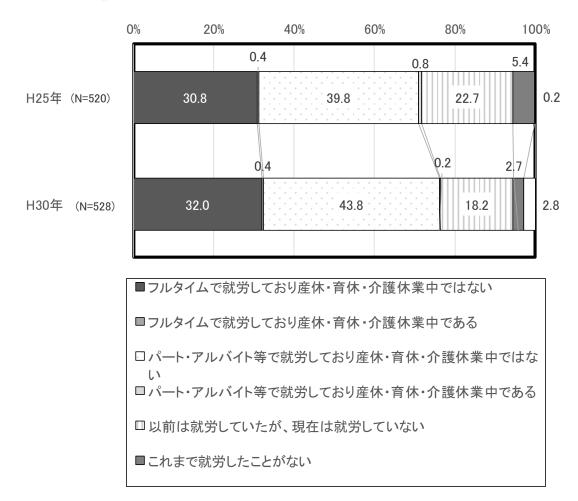
□パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではな

□パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中である

□以前は就労していたが、現在は就労していない

■これまで就労したことがない

【小学生の保護者】

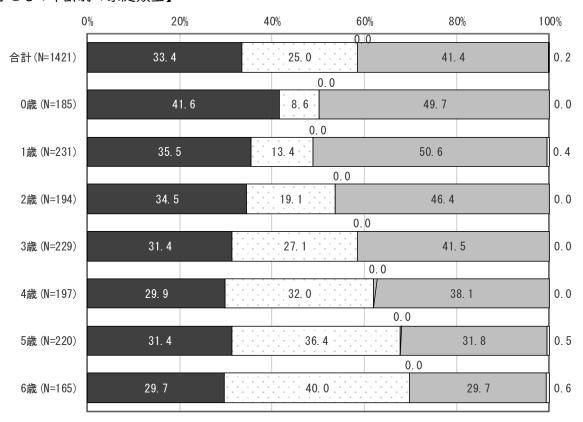


■子どもの年齢別にみた家庭類型

子どもの年齢別に、両親の就労形態によって分類した家庭類型をみると、子どもの年齢が上がるにつれて、「フルタイム×フルタイム」「専業主婦(夫)」の割合が減少し、「パート・アルバイト」の割合が増加しています。今後、パート・アルバイト等で就労する方が多くなると考えられ、そのような状況に対応できるよう事業スタッフを確保、配置することが必要となってきます。

就労している方の要望として、一時保育のニーズが高まると予想されます。このことは、 自由記述回答においても、ちょっとした用事の際の一時預かりに関する要望が多くあり、関 係団体へのヒアリングにおいても同様の意見がみられました。また、自由回答において、ファミリー・サポートへの要望もあり、育児する方々の細かなニーズに応えていくためにも、ファミリー・サポート事業のような地域で支え合う何かしらの仕組みが必要となっています。

【子どもの年齢別の家庭類型】

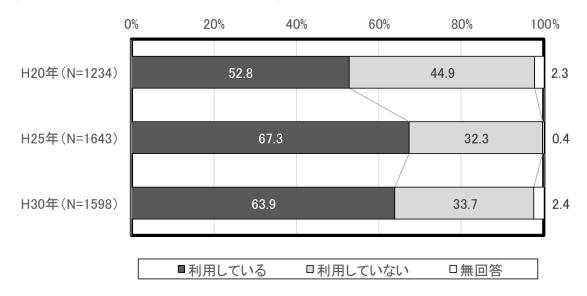


- ■フルタイム×フルタイム
- ロフルタイム×パート・アルバイト
- □パート・アルバイト×パート・アルバイト
- □専業主婦(夫)
- □就労していない×就労していない

■保育事業の利用状況

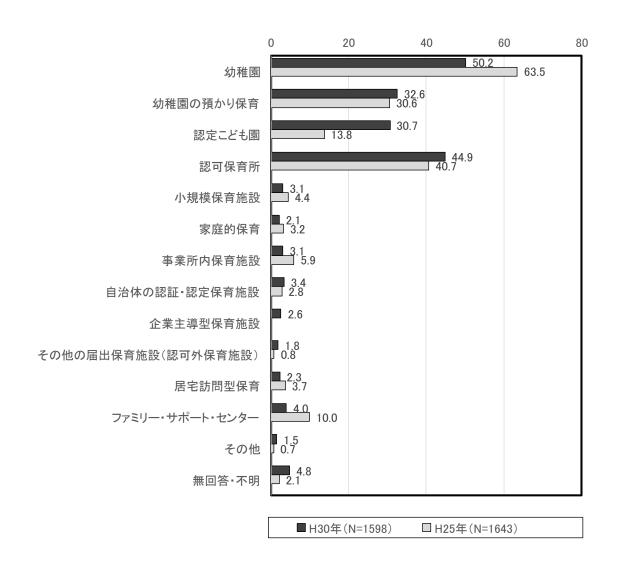
平日の定期的な保育事業の利用状況を経年でみてみると、今回と前回調査では大きな違いはみられません。就学前児童の保護者全体の6割の方が利用しているようです。

【定期的な教育・保育事業事業の利用状況】



今後の利用希望を経年で比較してみると、「幼稚園」の利用希望が 10 ポイント以上減少していますが、それでも半数の方は「幼稚園」を希望しています。また、「認定こども園」の利用希望が大きく増加しています。この点については、幼稚園の名称が認定こども園に変わったことが理由として考えられます。また、先にみたように就労を希望する方が増えていることも一つの要因と考えられます。

【平日の定期的な教育・保育事業の今後の利用希望】

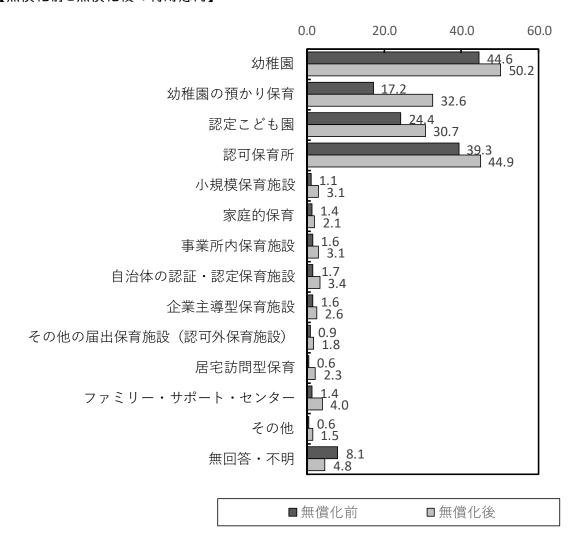


■教育・保育事業無償化後の利用意向

ニーズ調査において、教育・保育事業無償化の前後での利用意向を聞いたところ、「幼稚園の預かり保育」において無償化後の利用意向が大きく伸びています。就労している保護者が、預ける時間を延長して、就労時間を長くしたいということが理由として考えられます。

また、前後で比較すると、小規模保育施設等の保育事業の利用意向も大きくなっています。

【無償化前と無償化後の利用意向】

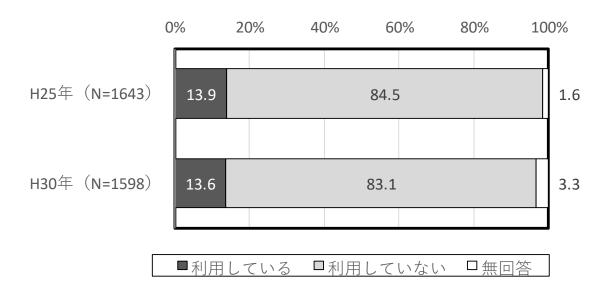


■地域の子育て支援事業の利用について

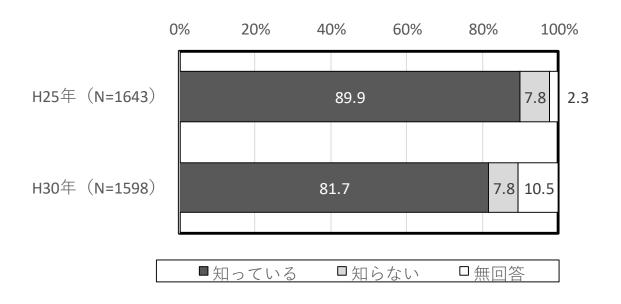
子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況について経年で比較してみると、大きな違いはありません。しかし、認知度を比較すると、平成 25 年から平成 30 年にかけて 10 ポイント近く減少しています。

子育て支援センターは、地域の子育て支援の拠点であり、認知度を向上させる方策を考える必要があります。なお、自由記述回答において、子育てに関する情報を知りたいという意見が多くみられます。必要な情報が必要とする人のところへ必ず届けられるよう、対象者のメディアの利用状況に応じた情報発信や情報経路の確立が必要とされます。

【子育て支援センター「ふらこっこ」の現在の利用状況】



【子育て支援センター「ふらこっこ」の認知度】



子育てに関する情報に関連して付け加えておくと、団体ヒアリング調査(後述)によれば、育児に関する知識をインターネットから手軽に入手できるが、その正誤の判断がつかなくなっていたり、情報や選択肢の過多により混乱したりしている保護者がいるという意見がありました。また、気軽に話が聞ける人がいないから、インターネットに頼っているのではないかという意見もありました。

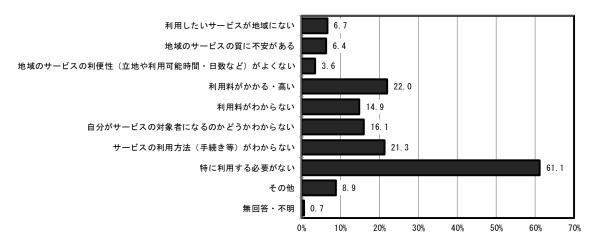
こうしたことからも、子育てサロン・子育てサークル等の情報を提供し、保護者同士が繋 がるきっかけを数多く作ることも必要となります。

■(私用、親の通院、不定期の就労等の理由で)不定期に利用しているサービス

不定期に利用しているサービスがあるかどうかについては、8割の方が「利用していない」と回答しています。その理由を聞いてみると、その多くは「特に利用する必要がない」という理由を挙げています。しかし、「利用方法がわからない」、「対象者となっているかどうかわからない」、「利用料がわからない等」、サービス内容が周知されていないことが理由となって、利用していない人がある程度いることがわかります。

(サービスを利用していない理由)

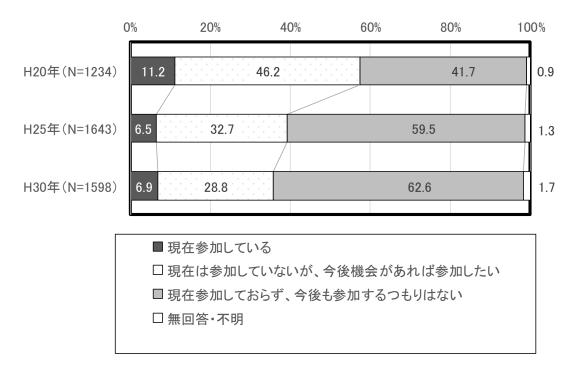
N=1, 288



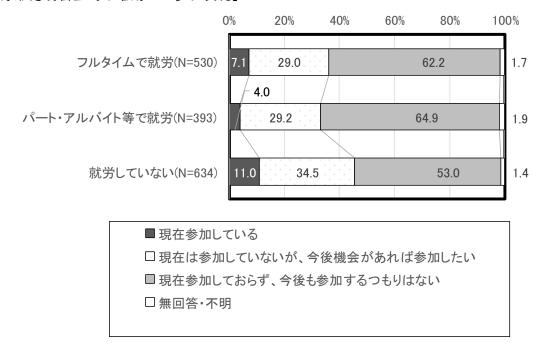
■自主的な活動への参加状況

子育てサークルなど自主的な活動への参加状況を経年で比較すると、「現在参加している」の割合は減少し、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が増加しています。この点について、就労形態別に集計したところ、フルタイム、パート・アルバイトで就労している人の多くが、「現在参加しておらず、今後も参加するつもりはない」と回答しています。就労意向が増加傾向にあることを考えると、サークルへの参加者の減少が予想されます。

【子育てサークルなど自主的な活動への参加状況】

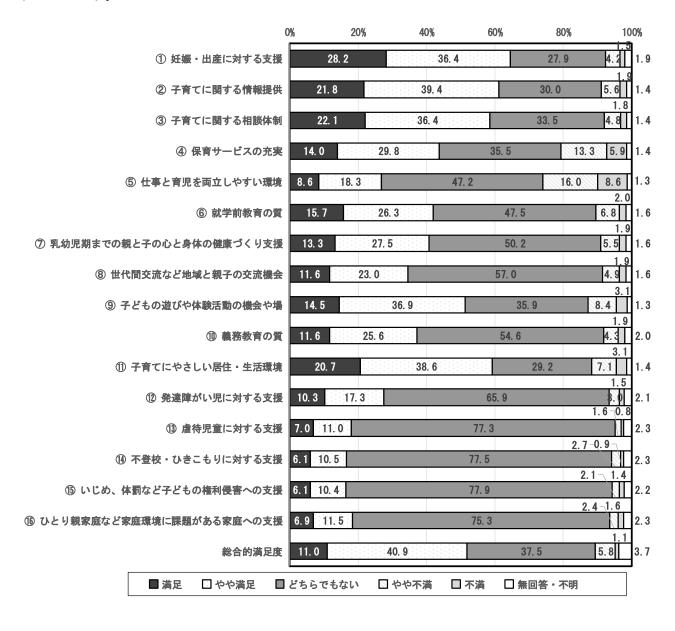


【就労形態別自主的な活動への参加状況】



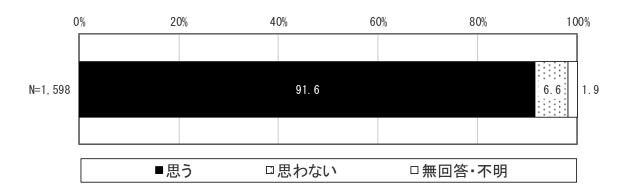
■宗像市における子育て環境の満足度

「満足」と「やや満足」を合計した割合が高くなっているのは、「妊娠・出産に対する支援」 (64.6%)、「子育てに関する情報提供」(61.2%)、「子育てにやさしい居住・生活環境」(59.3%)、「子育てに関する相談体制」(58.5%)となっています。「やや不満」と「不満」を合計した割合が高くなっているのは、「仕事と育児を両立しやすい環境」(24.6%)、「保育サービスの充実」(19.2%)となっています。総合的満足度は、「満足」が 11.0%、「やや満足」が 40.9%となっています。



■宗像市での子育ての意向

今後も宗像市で子育てをしたいと思うかどうか聞いたところ、「思う」が 91.5%となっています。また、その理由は、子育て環境が良い、子育て支援が充実している、自然環境や治安がいいから、という理由が多く挙げられています。



【育てたいと思う理由】

育てたいと思う理由	件数
子育て環境が良いから・子育て支援が充実しているから等	399
自然環境がいいから・治安がいいから等	288
宗像市内に家を建てたから・現状維持のため等	139
生活しやすいから	130
実家があるから・生まれ育った街だから等	119
子どものため・子どもの環境を変えないため等	21
教育環境がいいから等	7
その他	41

■子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、市の職員など)からどのようなサポートがあればよいか(自由記述回答)

一時預かり、ベビーシッター、一時預かりなどを要望する意見が最も多く、次いで、病気 の時の対応に関することであったり、相談できる場所を求める声が多くなっています。

内容	件数
一時保育、ベビーシッター、託児等一時預かりに関して	138
病気の時の対応に関して	78
気軽に相談できる場所、悩みを共有できる場所等について	73
地域における各種サポートについて	53
子どもが遊べる公園等について	34
保育所や入所の手続き等の情報、サロン・イベントの情報等の子育てに関する情報提	20
供について	29
気軽に集まれるサロン、子育てセミナー、イベント等について	27
地域の環境づくり	23
ファミリー・サポートに関する希望について	19
公共交通に関する要望、送迎等に関する要望	11
経済的支援について	8
休日利用できる施設	3
発達障がい、障がい児への支援について	3
健診等に関すること	2
その他	48

■教育・保育環境の充実など子育て環境や支援に関する自由記述回答

公園、遊ぶ場所、施設に関することが最も多くなっています。他に、保育、保育園、幼稚園に関すること、子育でに関する情報・広報に関すること、保育料に関することなどの意見が 多くなっています。

内容	件数
公園、遊ぶ場所、施設に関すること	132
保育、保育園、幼稚園に関すること	85
子育てに関する情報、広報に関すること	50
保育料に関すること	49
各種サポート、支援について	48
医療費の助成に関すること	37
病気の際の対応、病児・病後児保育に関すること	37
一時保育、一時預かり、ベビーシッター等託児に関すること	30
経済的支援に関すること	29
相談のあり方への要望	27
交通手段、交通安全、道路の安全に関すること	21
土日等休みの日の保育	17
ファミリーサポートに関すること	15
小学校、学校教育に関すること	15
ふらこっこの利用に関すること	10
学童保育について	9
その他	87

4 団体調査の結果

(1)調査概要

ニーズ調査においては、子育て支援事業を利用する保護者の意見を聞きました。一方のサービスを提供する側の意見を聞くために、また、宗像市における子育ての状況を多角的に明らかにするために、子ども・子育て支援関係施設の担当者にヒアリングを行いました。調査の概要は以下の通りです。

- ●調査対象:宗像市内の保育所・幼稚園、子育て支援センター
- ●調査期間:平成31年2月
- ●調査方法:対面による直接ヒアリング
- ●対象とした施設
- ・東海大学付属自由ヶ丘幼稚園
- ·恵愛保育園
- ・ひかり幼育園
- ・チャイルドハウス
- ・子育て支援センター「ふらこっこ」
- ●調査内容
- ①子どもを取り巻く環境に関すること
- ②現状における課題
- ③宗像市において、子育て支援が充実している点
- ④行政に望むこと 等

(2)調査結果

<①子育てを取り巻く環境について>

- ■以前と比べて改善されているところ
- ▶ 経済的支援も含め、さまざまな子育て支援が行われており、以前と比べて子育てしやくなったのではないか。
- ▶ 支援する場や支援する団体も増え、子育ての悩みを相談できる機会が増えたと思う。母親は子育て中の友だちができて、情報交換できる場が増えた。(しかし、父親同士のつながりはできにくい)
- ▶ 10 ヵ月すくすく相談会が実施され、子どもの成長が著しい時期に保健師に子育て相談できるようになった。
- ▶ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校が連携を図りながら長期計画のもとに子どもの教育に取り組んでいる。
- ▶ 切れ目のない支援が行えるようになってきた。たまご学級から連携して、産まれる前からの連携が取れている。

■保護者や子どもを取り巻く環境

- ▶ 働いている母親が増えてきている。パート・アルバイトでの働き方が多い。
- ▶ 家庭環境が変化してきている。両親の不仲といった問題、ひとり親の問題など、子どもにとって不安定な要素が増えてきており、それへの対応が必要となってきている。
- ▶ 保護者の子育でに関する知識が低下しているように感じられる。育児については、誰からも教えられておらず、どうしてよいかわからない保護者が多い。
- ▶ 育児に関する知識をスマートフォンから手軽に入手できるが、その正誤の判断がつかない。情報や選択肢の過多により、自分らしい子育てを見失っているケースも見受けられる。また、子どもをあやすためにスマートフォンを使用しており、そうした点においても、スマートフォンへの依存が進んでいる。気軽に話が聞ける人がいないから、スマートフォンに頼っているのではないだろうか。
- ▶ 母親の孤立化が進んでいるのではないか。相談できない状況に陥っている母親も多いのではないか。
- 親が孤立化して、子どもをどこかに連れて行かせられない。他の子どもと接することがないので、 施設のなかで子どもが不安がることもある。
- ▶ 保護者の生活に子どもを合わせるようになっており、子どもの生活習慣を正しくさせようとする意識が低いケースもある。それに併せて、善悪といった道徳的観点からではなく、保護者にとって都合の悪いことをした場合に怒ることが多くなっている。
- ▶ 正社員の母親は、いつも疲れている様子で、険しい顔をしている。先生から、保護者に声をかけ づらいことも多い。保護者とコミュニケーションが取りづらくなっている。
- ▶ 祖父母の協力を得ながら子育てをしているが、祖父母が口を出しすぎることもあり、それが良くない場合も見受けられる。
- ▶ その一方で、父親の育児参加は増えてきている。子どもの送迎を父親が行っているところもあり、 また土曜日の行事では父親の出席率も高くなってきている。個人面談を行う場合にも、両親が揃って来ることも多い。
- ▶ 働く母親が増え、I 歳で保育園に入園する子ども、2 歳から幼稚園に入る子どもが増え、子どもが家庭で過ごす時間が短くなっている。保護者から「幼稚園に早く入れたほうが楽だから・・・」といった話を聞くと、子どもにとってはどうなのかと不安になることもある。

<現状における課題>

- ▶ 一時預かりへの対応。一時預かりに関する問い合わせは多くある。理由は、様々ある。
- 預けっぱなしにしておこうとする保護者が多くなった。
- ▶ 特別支援の子どもが増えている。また、発達障害なのか愛着障害なのか、判断のつかないケースがでてきている。そうした子どもへの対応が必要となっている。
- ▶ 最低限度の生活習慣を身につけずに、幼稚園に入園してくるケースもある。これまで当たり前であったことが、そうでなくなっており、そうした事態への対応も必要になってきている。
- ▶ 一時預かりの施設が少ない。あっても枠がない。実家や親戚が近くにいない家庭は、とても困っている。
- ▶ ファミリー・サポート制度が必要ではないか。また、子どもの送迎等、保護者のより細かなニーズに合わせたサポートが必要になってきているのではないかと思う。
- ▶ 外国籍の人の家庭への子育てのサポートが充分ではない。言語のサポートだけでは、宗像の暮

- らしになじむのは難しい。
- ▶ 孤立しがちな親子のネットワークを広げ、交流の場や親子で関わる事業や講座、子育ての相談、 自然環境の情報など、実態に則し柔軟に対応し、保護者のニーズを行政や社会に発信していく ことが必要。
- ▶ 行政、市民団体、コミュニティ、大学、支援者と連携し、つなぎ役としていっそうの信頼を高め、継続性のある長期的な展望を持ち、心豊かに子育てできるまち、人に優しい社会を地域全体で支え合う仕組みをつくることが必要。
- ▶ 交通の便が悪いので、なかなか施設利用がしにくい。

<宗像市において、子育て支援が充実している点>

- 宗像ユリックスなどの施設、ふれあいの森などの自然環境など、子どもが育つ環境がすばらしく 良い。プレイパークなど遊ぶ場所が多くある。
- ▶ 基本条例がある点。理念を持っているところが非常に良い。スローガンや発信力を持つことは非常に大切。子どもの権利を大切にしている。
- ▶ 発達支援センターもあり、子育てに関してアピール力となっているのではないか。
- ▶ 地域の中で子育でサロンがあるところ。地域で連携が取れている点。

<行政に望むこと>

- ▶ 補助金を出してほしい。
- → 子どもを受け入れる施設側の意見も聞いていただきたい。また、個人情報の問題はあるが、預ける保護者の情報もいただきたい。そうした細かい部分における、市との連携が必要だと考えている。また、情報の一元化を行ってほしい。
- ▶ 障がい児へのサポート
- ▶ 発達支援コーディネーターなど人と人とをつなぐ役割の職員を設置して欲しい。専門的知識を 持った職員を設置して欲しい。
- ▶ 解決が困難な個別的問題を行政がリーダーシップをとって、解決するように努めてほしい。
- ▶ 虐待防止のためにも、市の各課との連携がしっかりしている必要がある。

<その他>

- 子どもの行動などを理解できる大人を増やしたい。
- 子育て支援が、本当の子どものための支援となっているのだろうか。親が楽になるためだけの支援になっていないか。
- ▶ 地域で子育て、地域で頼り合う、お互い様の関係づくり。
- ▶ 月謝を滞納するなど、貧富の差が激しい。見えない虐待もみられる。虐待を通報すると、そのまま 逃げることもある。
- ▶ 保護者の悩みとしては、子どもが泣き止まない、つい手を挙げてしまうということが多い。

5 各種調査からみる課題

ニーズ調査及び団体ヒアリング調査から、本市の子ども・子育てを取り巻く環境のさまざまな課題が浮上しています。これを、宗像市子ども基本条例の3本柱の一つである「大人の責務」からみた課題として宗像市子ども基本条例に規定する「保護者」「市民(地域)」「子ども関係施設」の課題に整理しました。

(1) 多様な子育て環境に対する保護者への支援が必要

- ・本市における子育て環境の満足度に関する調査において、「仕事と育児を両立しやすい環境」の項目の達成度が他の項目に比べ低い結果となっています。子育て世代の就業率が上昇していることを考えると、仕事と育児を両立しやすい環境を整えることは、緊急の課題です。
- ・そのためには、一時預かりなどのサービス、病児・病後児保育サービスの(利用しやいといったことを含めた) 充実が必要となります。地域からのサポートの充実が必要となります。
- ・発達に課題のある子どもを持つ家庭や外国籍の家庭(保護者・子ども)への個別の支援が 求められています。
- ・虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、家庭環境や個々の 事情・状況に応じた適切な支援が必要です。

(2) 子育て家庭が孤立しないよう地域の協力体制が必要

- ・ニーズ調査結果から、保護者が求める子育て支援について、相談支援体制の充実を求める声が多くみられ、子育て家庭が抱える不安や悩みも多岐にわたっています。気軽に相談ができる環境づくりが求められています。
- ・ニーズ調査結果から、子育て環境や子育て支援に関する要望で「公園等の子どもの遊び場の整備」というものが最も多くなっており、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を育むことができる場が求められています。
- ・ニーズ調査結果から、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場やつながり、安心して子育 てができる環境を求める保護者も多くみられます。

(3) 切れ目のない支援を行うために子ども関係施設の連携体制が必要

- ・団体調査からは、行政と関係団体との連携強化が求められています。また、行政において も関係各課の連携、情報共有、専門知識を持つ職員の配置が求められています。
- ・子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者の状況、子どもの状況、養育環境など、複合的な要因があることが考えらます。子育て家庭の自己解決力だけでは問題を解決できず、放置すると虐待等の不適切な養育に陥る可能性も考えられることから、早期に適切な支援へと結び付けていく必要があります。特別支援教育への関心やニーズの高まりに対応できるよう、支援員等の人員確保や教員の専門性の向上が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

第 2 章で述べた本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題を踏まえ、本計画では以下 の法律及び宗像市条例の目的を総合的に勘案し、基本理念を「子どもの健やかな育ちが守ら れるまち むなかた」と定めます。

- | 「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」(子ども・子育て支援法)
- 2「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成」(次世代育成支援対 策推進法)
- 3「子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成されること」 (子どもの貧困対策の推進に関する法律)
- 4「子どもの権利及び健やかな成長が保障されること」(宗像市子ども基本条例)

2 基本方針

基本理念の達成に向けて具体的に推進していくために、以下の3つの基本方針を掲げます。 また、宗像市子ども基本条例を構成する3本柱の一つである「大人の責務」を「保護者」「市 民(地域)」「子育て関係施設」のそれぞれが果たすことができるよう「市」が支援していくこ とを掲げます。

基本方針 | 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない(第9条)」と、保護者の役割を定めています。

「子ども・子育て支援法」では、父母その他の保護者が子育てについての第一議的責任を 有すると規定されています。

保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの成長を見守ることが必要です。ま

た、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識等を学ぶことも大切です。

しかし、様々な事情で子どもに対して十分な配慮を向けることができない保護者もいます。例えば、共働きなのに夫(妻)の家事や育児の協力が得られない人、親戚等の頼れる相手が近くにおらず孤立してしまっている人、ひとり親で子どものために割ける時間がない家庭、経済的に困窮しているため子どもに十分な教育を与えることができない家庭、障害のある子どもの家庭、外国籍の家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、適切な子育て支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりに市は努めます。

子どもを持つすべての保護者が、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を受けることができ、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、市は、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。また、経済的な支援が必要とされる場合には、それぞれの家庭に合った最適な支援が行えるよう、関係部署が連携して対応します。そして、本市の子どもの権利や人権が保障されるよう、すべての保護者がその責務を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、市は、必要な支援を行っていきます。

基本方針2 市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子ども を温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない(第 10 条)」と、市民(地域)の役割を定めています。

市民(地域)は、子育て中の保護者が、自信と充実感を持って子育てができるよう、子どもと子育て家庭をあたたかく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域づくりを行っていくことが大切です。

しかし、地域でのつながりの希薄化や家族形態の多様化、核家族化の進行により保護者の 子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化等、さまざまな課題があります。

市は、子どもに関わる地域の大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもと子育て家庭をあたたかく見守り、そして関心や理解を深めることができるよう支援していきます。また、地域社会全体で「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもつことで、子育て家庭が支援を受ける側だけではなく、支援する側として地域活動に参画できるよう、子育て家庭が相互に悩みを相談し合い、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係づくりができるよう市は、支援を行っていきます。また、地域の市民の力を借りながら、子どもも大人も夢を持てるまちを地域全体で創っていきます。

基本方針3

子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、 愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない(第 I I 条)」と、子ど も関係施設の役割を定めています。

子育て家庭が抱える問題の背景には、保護者や子どもの状況、養育環境など様々です。また、子どもの学力の二極化やいじめや不登校など子どもの保護者の悩みは多岐にわたっています。

市は、子どもが生きる力を育んでいくことができるよう、充実した教育環境を整備していきます。また、保幼認小連携、小中一貫教育などを推進し幼児期から小学校・中学校と円滑な接続を図ります。

3 基本的視点

本計画は、子どもの貧困に焦点を当てた「第2期宗像市子どもの未来応援計画」も兼ねています。「第 | 期宗像市子どもの未来応援計画」では、次の「事業推進の4つの視点」を掲げていましたが、本計画でもこの4つの視点を引き継ぎ基本的視点として定めます。

①子どもの権利を保障する視点

「宗像市子ども基本条例」に規定する4つの「子どもの権利」を保障し、子どもの最善の利益を第一に考える視点です。

②気づき・見守る視点

家庭・地域・学校・行政が連携し、「気づき・見守る」体制をつくることで、子どもと保護者の孤立を防ぐ視点です。そして、地域社会が、子どもと保護者の子育てに対する関心や理解を深める視点です。

③切れ目のない支援でつなぐ視点

子ども一人ひとりの成長段階に応じた支援を行うために、産前・産後期から保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、子どもの安心して生きる権利を保障し、妊娠期から I 8 歳までの子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する視点です。

④自己肯定感を育成する視点

子どもの成長に必要な学びや体験活動を確保することで自己肯定感を育成し、子どもが生まれ育った環境に左右されず、希望を持って生きる力を育むための視点です。

第4章 計画の内容

基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

基本方針	施策カテゴリー	具体的事業例
		施設型給付・地域型保育給付事業/地域子ども・子育て支援事業/
	(1)教育・保育サービスの充実	へき地保育所実施事業/学童保育所管理運営事業/学童保育所整備
		事業/就学時健康診断事業
	(2)家庭の教育力向上のための支援	子育て支援センター運営事業/子育て支援事業/家庭教育学級/
	(2) 家庭の教育が向上のための文族	市民図書館事業
1		児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援事業/ひとり親家庭等医療
保	(3)ひとり親家庭等の自立支援	事業/ひとり親家庭自立支援事業/母子生活支援施設等入所事業/
保護者が子育		生活困窮者自立支援事業
るがこ子	(4)子育て経費の支援	子ども医療事業/児童手当給付事業/就学援助事業/高校奨学金事
と育がて		業/重度障害者医療事業/障害児手当等給付事業/教育振興事務
ができ	(5)母子の健康の確保	母子保健事業/子ども等予防接種事業/妊娠包括支援事業
き喜び	(6)障がいがある子ども・適応に	障害児通所支援など事業/知的障害者施設(のぞみ園)運営事業/
よをう	不安のある子どもへの支援	発達障害支援事業/発達障害早期発見事業/家庭訪問相談指導員派
支	(保護者)	遣事業
感じることができるよう支援します護者が子育てに喜びを	(7)子どもの権利救済・児童虐待防	子どもの権利救済事業/子ども家庭相談事業
す	止対策の充実	3 - 3 - 1,2,3,3,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,
	(8)ワークライフバランスの推進	男女共同参画推進事業/男女共同参画推進センター事業
	(ハフジナの尺垣ジェ) ハ	子どもの居場所づくり(プレーパーク補助) /放課後子ども総合プ
	(1)子どもの居場所づくり	ラン事業
2	(2)地域の教育力の向上	子ども基本条例啓発業務/生涯学習推進事業(ルックルック講座業
屯	(2)地域の教育力の向工	務) /人権教育啓発事業
氏が出	(3)子どもの体験活動の推進(地域)	子ども育成推進事業/子どもまつり事業
地域		グローバル人材育成事業/日本の次世代リーダー養成塾事業/国際
援が全体	(4)グローバル人材の育成	交流支援事業/青少年海外派遣事業/イングリッシュ・キャンプ業
心援できるよう支援し+全体で子どもの育ちを		務
るよども		民生委員児童委員事業/食育推進事業/子どもの居場所づくり事業
うせのか		(ボランティア育成業務)/大学連携事業/市民活動推進事業/人づ
発 ち	(5)地域で取り組む子育て支援	くりでまちづくり推進事業/シティプロモーション事業/定住化推
応援できるよう支援します(全体で子どもの育ちを		進事業/市民スポーツ活動推進事業/体育施設管理運営事業(体育
す		施設管理、学校施設開放事業)/地域青少年育成事業/赤ちゃんの
		駅/田熊石畑遺跡管理運営事業

		(6)安全・安心なまちづくり	救急医療事業/公共交通整備事業/公園維持管理事業/交通安全施設整備事業/市民安全対策事業/交通安全対策事業/住宅相談事業
生き	3 子ども	(1)学校の教育力向上	小中一貫教育推進事業/学力向上支援事業/学校支援ボランティア 事業/学校情報化事業/ALT 派遣事業/人権教育事務/世界遺産学習 推進事業
さっ	も関係施設が子ど	(2)教育・保育環境の充実	幼児教育振興事業/私立幼稚園就園等補助事業/無料職業紹介所/ 学校施設管理/学校保健事業/学校図書館推進事業/学校·家庭·地 域連携食育推進業務/学校給食管理運営業務/市民文化芸術活動推 進事業
6う支援	どもに	(3)子どもの体験活動の推進 (学校)	小学生宿泊体験事業/中学生職場体験事業(ワクワクWORK)
します		(4)障がいがある子ども・適応に不 安のある子どもへの支援 (学校)	特別支援教育推進事業/教育サポート室エール運営事業/教育相談事業

基本方針を具体化する事業

基本方針を具体化する各事業の事業内容を以下に示します。

基本方針1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

(1)教育・保育サービスの充実

幼児教育と保育の充実のため、国による無償化等の影響を考慮しながら、幼稚園や保育所、 認定こども園等の需要に対して、定員の拡充や保育士等の確保を通じ、必要な供給量を確保 します。

共働き家庭の増加や多様な就労形態など幼児教育・保育を取り巻く環境の変化に応じて、 延長保育、一時預かり等に係る市民ニーズに対応できる体制を整えながら、様々な事業・サ ービスを展開します。

- ※注 該当する以下の計画に●を付けています。

 - ①宗像市子ども・子育て支援事業計画 ②宗像市次世代育成支援対策行動計画
 - ③宗像市子ども基本条例行動計画
- ④宗像市子どもの未来応援計画

No	事業名	事業概要	【所答	該当計画				
INO	事 耒石	争耒ベ安	所管課】	1	2	3	4	
I	施設型給付·地 域型保育給付事 業	特定教育・保育ニーズに対応する施設整備、認定 こども園の開園などの受け皿の確保、定員拡大に 伴う保育士確保支援施策を通じて、必要とする保 護者が子どもを安心して預けることができる状態 を目指す。保育士の資質向上研修や障がい児保 育環境の充実により、質の高い保育サービスの提 供を行う。	子ども育成課	•	•	•	•	
2	地域子ども·子 育て支援事業	多様な子育て支援ニーズに対応したサービスが 提供されることにより、子育ての負担の軽減や仕 事と子育ての両立支援などを受け、保護者が安 心して子育てができる状態を目指す。延長保育事 業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、子 育て短期支援事業、利用者支援事業など、多彩な 保育事業の実施により、保護者が社会的活動と 家庭生活との両立と、安心して子育てができるよ うな環境整備を行う。	子ども育成課	•	•	•	•	
3	へき地保育所実 施事業	大島地区に住む家庭の児童が、質の高い保育サービスの提供を受けることができ、保護者が安心して預けることができる状態を目指す。	子ども育成課	•	•	•	•	
4	学童保育所管理運営事業	学童保育所を利用する保護者が、子どもを放課後や学校休業日に安心して預けることができ、安全で安心な生活及び遊びの場となるよう学童保育所を運営する。指定管理者の更新、障がい児などへの対応、円滑な運営を実施する。また、学童保育利用料の減免制度(きょうだい児・ひとり親・非課税世帯・生活保護世帯)を運用し保護者の負担軽減を図る。	子ども育成課	•	•	•	•	
5	学童保育所整備事業	学童保育所の利用を希望する児童全員を受け入 れられるよう学童保育所の施設整備を行う。	子ども育成課	•	•	•	•	
6	就学時健康診断 事業	就学予定者に対して、学校医及び学校歯科医に よる健康診断を行い、必要に応じて入学前の治療 を促すとともに、希望する保護者に対して就学相 談を行うことで、適正に就学ができるようにする。	教育政策課		•	•	•	

(2)家庭の教育力向上のための支援

都市化や核家族化により、誰も頼れず独りで子育てを行い、不安やストレスに苛まれてしまう人がいます。そうした保護者が気軽に相談することができたり、子どもの育ちに喜びや生きがいを感じることができたりするよう、地域団体、市民団体との協働により、きめ細かな子育て支援サービスを提供します。また、保護者自身の家庭教育力を向上できるよう必要な支援を行っていきます。

Na	車 ₩ 匆	声 类 tu . 西	【所签	該当計画				
No	事業名	事業概要	、所管課】	1	2	3	4	
		子育て世代の保護者が、子育て支援センターを利						
	フ女フナゼムン	用することで、子育てに対する不安やストレスの軽	子ど					
7	子育て支援セン ター運営事業	減を図り、育児力を高めることを目指す。市民団体	子ども育成課	•	•	•	•	
	/ 在百千木	との協働による子育て支援センターの運営及び子	成課					
		育て講座や子育て支援事業を実施する。	ш					
		子育て世代の保護者が、子育てサロンなどを利活	_					
		用することで、子育て支援環境を充実させる。市民	子ど					
8	子育て支援事業	団体との協働による子育て支援センターと連携し	子ども育成課	•	•	•	•	
		て、地域が運営する子育てサロンの支援を行い、	成課					
		充実を図る。	四 木					
		子どもが基本的生活習慣や社会性を身に付ける						
		基盤であるべき家庭での教育の重要性を学ぶた						
		め、市内保育所・幼稚園・認定こども園・市立学校	子ども育成課					
9	家庭教育学級	PTA、コミュニティ運営協議会(子育てサロンを含	も 育		•	•	•	
		む)などの子育て支援関係団体による家庭教育	成理					
		学級の開設を啓発、支援し、家庭、地域の教育力	四个					
		向上を目指す。						
		子どもや子育て中の保護者が、ともに本に親しみ						
		市民図書館を身近に感じることができるよう充実						
	七口回去处东兴	を図る。また、ボランティア、市民活動団体、コミュ	図					
10	市民図書館事業	ニティ運営協議会と協働で、小さなころから本に	図書課					
		親しむ機会を創出、子育て世代が何度も行きたく						
		なるような図書館サービスを提供する。						

(3)ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭への経済的支援の充実のため、児童扶養手当、医療費の助成等を行う他、周知・広報の強化により制度に関する認知度の向上を図ります。また、経済的な支援や相談事業を行うことで、ひとり親家庭、生活困窮世帯の経済的な自立支援を図っていきます。

No	事業名	事業概要	【所符	該当計画				
INO	争耒石	事 耒ベ安	所管課】	1	2	3	4	
11	児童扶養手当等 ひとり親家庭経 済支援事業	①18歳(児童に一定の障害がある場合は20歳まで)の誕生日の年度末までの児童を扶養するひとり親家庭等に対して、児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図る。 ②障害児の生活向上のため特別児童扶養手当の申請受付、同手当を支給する県への進達事務を行う。	子ども家庭課		•	•	•	
12	ひとり親家庭等 医療事業	医療費の一部を助成することによりひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	子ども家庭課		•	•	•	
13	ひとり親家庭自 立支援事業	①ひとり親家庭の父または母のよりよい就業に向けた能力開発を支援し、自立の促進を図る。 ②修学又は疾病等により一時的に日常生活に支障が生じているひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、必要な支援を行う。 ③ひとり親家庭等の経済的自立を支援し、生活の安定を図るため、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付の受付、進達を行う。	子ども家庭課		•	•	•	
14	母子生活支援施設等入所事業	①生活上のさまざまな問題のため子どもの養育が十分にできない母子を、母子生活支援施設に入所させて生活を支援する。 ②経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ助産を受けさせる。	子ども家庭課		•	•	•	
15	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業として生活困窮者対象に広く 相談を受け、その人に応じた自立支援プランを立 て、家計改善支援事業等の法定事業や他法他施 策へのつなぎ等により課題解決し、自立した生活 を送れるよう支援していく。	福祉課	•	•	•	•	

(4)子育て経費の支援

子育て家庭の経済的支援の充実のため、児童手当や医療費の助成、奨学金の支給等の支援 を行います。こうした支援を通じて、保護者が安心して子育てができ、子どもたちが自己実 現できる環境を整えます。

No	声 世 夕	車 米 和 亜	【所签	該当計画				
INO	事業名	事業概要	所管課】	1	2	3	4	
16	子ども医療事業	医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見 と治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増 進、保護者の負担軽減を図る。	子ども家庭課		•	•	•	
17	児童手当給付事 業	中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日) までの児童を養育する者に対し、児童手当を支給 し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を支援 する。	子ども家庭課	•	•	•	•	
18	就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品などを援助することですべての児童生徒が経済的な不安を抱えずに義務教育を受けることができる環境を整備する。	教育政策課		•	•	•	
19	高校奨学金事業	市内の高校生が経済的な不安を抱えずに就学で きるよう、経済支援として保護者に高校奨学金を 支給する。	教育政策課		•	•	•	
20	重度障害者医療 事業	医療費の一部を助成することにより、重度の障害がある人の福祉の増進を図る。	子ども家庭課		•	•	•	
21	障害児手当等給 付事業	日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障がい児に障害児福祉 手当を支給する。20 歳未満の重度の障がい児 に重度障害者年金を支給する。心身障害者扶養 共済制度の加入者で、掛金の納付が困難な人に 対して掛金を助成する。	福祉課		•	•	•	

No	声 型 夕	事業名事業概要	【所管課】	該当計画				
	争耒石	尹未悦女	課】	1	2	3	4	
22	教育振興事務	地島又は大島に居住している中・高・大学生の保護者に対し、渡船を利用して通学するときの通学 定期券購入費用を補助する。	教育政策課		•	•	•	

(5)母子の健康の確保

子育て家庭の保護者が安心して育児に取り組み、乳幼児期の子どもが健康に育つために、成長・発達段階に応じて必要な健康診査、健康相談や教室、予防接種などの事業を推進します。また、児童虐待の発生を予防するため、母子保健事業を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援を継続します。

No	事業名	事業概要	【所管課】	該当計画				
INO	学 未石	学 未似女	課】	1	2	3	4	
		①妊婦健康診査・歯科健康診査事業 ②乳幼児健診事業(4か月、7か月、1歳6か月、3 歳) ③10か月すくすく相談事業 ④発達相談小集団保育教室	子ども					
23	母子保健事業	⑤未熟児養育医療給付事業 ⑥要支援者(フォロー者及び未受診者)訪問事業 等を実施し、各サービスの機会を活用し、子どもと 子育て家族に対し健康教育・相談を行い健康の増 進を図る。	子ども家庭課	•			•	
24	子ども等予防接 種事業	定期予防接種(BCG、四種混合、三種混合、二種混合、麻しん・風しん混合、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、不活化ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、水痘、B型肝炎)と、任意予防接種(成人用風しん、おたふくかぜ)を実施する。	子ども家庭課		•	•	•	

No	事業名	事業概要	【所管課】	該当計画				
INO	尹禾石	学 未似女		1	2	3	4	
		①母子手帳交付事業(すこやかマタニティクラス)						
		②妊婦·両親学級						
		③乳児家庭全戸訪問指導事業(助産師等による						
		あかちゃん訪問)						
25	妊娠包括支援	④妊婦・未熟児等への養育訪問事業	子ども家庭課			•		
25	事業	⑤産後ケア事業	家庭					
		⑥民生委員児童員によるこんにちは赤ちゃん事業	課					
		⑦なんでも栄養相談室⑧市内中学校妊婦体験教						
		室等母子保健サービスを活用し、妊娠期から産	華					
		後・子育て期まで継続的・包括的支援を行う。						

(6) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援(保護者)

障がいのある子どもが、学校や社会、地域で安心して生活できるよう社会全体で理解し、 応援する子ども支援を推進していきます。障がいがある子どもが社会的に自立することを目 指した療育を行い、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対 する相談、助言など支援を行っていきます。

No	事業名	事業概要	【所签	該当計画				
INO	尹未石	尹未慨安	所管課】	1	2	3	4	
26	障害児通所支援など事業	未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導、 集団生活への適応訓練などの支援を行う(児童 発達支援)。就学児に、生活能力の向上のために 必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を 行う(放課後等デイサービス)。入浴や排泄、食事 の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を 行う(居宅介護)。介護者が病気の場合などに、 短期間の施設入所により入浴や排せつ、食事の 介護などを行う(短期入所)。家族の負担の一時 的な軽減を図るため、障害者支援施設などにおい て、活動の場の提供や見守りなどを行う(日中一 時支援)。社会参加の促進などを図るために、外	福祉課		•	•		
		出が困難な障がい児に対して、外出支援を行う (移動支援)。						

No	事業名	事業概要	【所符		該当	計画	
INO		尹未悦女	所管課】	1	2	3	4
27	知的障害者施設 (のぞみ園)運営 事業	市内在住で、発達に支援が必要な未就学児とその保護者を対象に通園による療育を行う。	子ども支援課		•	•	•
28	発達障害支援事業	乳幼児から小・中・義務教育学校までの子どもの成長・発達や育児の悩み、友だちとの関係や学習の苦手さなどに関する相談に対応し、保育施設や小中学校、医療機関等関係機関と連携した発達の支援を行う。 研修会や講演会を開催し、市民の発達障がいに関する理解の向上に努める。	子ども支援課		•	•	•
29	発達障害早期発 見事業	年中児(満4歳)を対象に、健康診査を実施し発達に支援が必要な子どもの早期療育や適切な支援につなぐ。	子ども支援課		•	•	•
30	家庭訪問相談指導員派遣事業	教育サポート室エールに通うことができない不登校状態、特に引きこもりがちな傾向の児童生徒及びその保護者に対して、児童生徒本人やその保護者の希望に基づいて「家庭訪問相談指導員」が定期的に家庭訪問し、信頼関係の構築を手掛かりに、エールへの通室や学校復帰を目指す。	子ども支援課		•	•	•

(7) 子どもの権利救済・児童虐待防止対策の充実

すべての子どもには、人格と尊厳があります。子どもへのあらゆる暴力は、これらを侵害するものであり、将来にわたって深刻な影響を及ぼします。こうした侵害に対して、子どもの権利侵害についての理解促進を図り、公的第三者機関である子どもの権利救済委員による子どもの権利の救済・回復活動を通じて、子どもが安心して生きることができる家庭環境、社会環境を保障します。

また、子ども自身や家庭環境の課題など、さまざまな理由で支援を必要とする子どももいます。子どもに関わる行政機関、関係機関、地域によるネットワークを活用し、要保護・要支援児童とその家族などへの支援、見守り、虐待の発生予防や早期発見、早期対応に努めます。

No	事業名事業概要	車 类 III. 西	【所等	該当計画					
INO		尹未悦女	所管課】	1	2	3	4		
31	子どもの権利 救済事業	宗像市子ども基本条例に定める子どもの権利の侵害に対する救済・回復を図るため、公的第三者機関である子どもの権利救済委員及び救済委員を補佐する子どもの権利相談員を置く。併せて相談窓口としてのむなかた子どもの権利相談室を設置し、子どもと関係者からの相談・救済申立てなどに基づき、助言・調査・調整・要請・勧告などを実施する。	子ども支援課		•	•	•		
32	子ども家庭相談事業	要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ひとり親家庭への相談援助活動を実施する。また、要保護児童対策地域協議会の広報・啓発・研修機能を活用し、児童虐待の発生予防、発見・通告義務の周知、児童虐待をはじめとする要保護児童などへの対応研修などの児童虐待防止活動などを実施する。子ども家庭相談室における子ども家庭相談援助活動の体制強化を図る。ケース検討会議を更に活発に実施することなどを通じて、子どもがかかわるすべての関係機関や施設など連携を図ることで、より効果的な援助活動を推進する。また、課題のある世帯の支援をスクールソーシャルワーカーにより行う。	子ども支援課	•	•	•	•		

(8) ワークライフバランスの推進

国は平成29年に「子育て安心プラン」を示し、平成32年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成することを目標と定めました。宗像市においても共働きの子育て世帯が今後増加していくことが予測されると同時に、各子育て世帯がそれぞれの生活スタイルに応じた理想の子育てを実現できるよう、支援体制が求められます。結婚・妊娠・出産・育児というライフステージの各段階に応じて、男女が共に仕事と家庭生活の両立を図ることができるよう情報提供や啓発活動を進めます。

No	事業名	車 米 和 亜	「所		該当	計画	
INO		事業概要	所管課】	1	2	3	4
		男性も女性もいきいきと働くことができ、家族との					
		充実した時間や地域活動への参加の時間が持て					
		るなど健康で豊かな生活が送れるよう、仕事と家	男女				
	男女共同参画推	庭の調和の実現を目指す。固定的性別役割分担	共同				
33	進事業	意識の解消を図り、家庭で男女が家事や子育て	男女共同参画推進課	•	•	•	
	進事 未	をともに担うことの大切さを啓発する。男女共同参	推				
		画推進センターを拠点とし、男女共同参画の視点	進課				
		に立った講演会や講座の開催、男女共同参画に					
		関する情報収集と情報提供に取り組む。					
		親子で参加しやすい講座を企画し、夫婦ともに子	男				
		育てをするきっかけ作りや意識啓発を図る。特に、	女共				
34	男女共同参画推	男性の子育て参画を促し、子育て力向上を支援す	ハ同会				
34	進センター事業	る。子育てでいったん仕事を中断した方の再チャ	参 画				
		レンジを支援するため、就労支援を目的とした資	男女共同参画推進課				
		格取得講座や起業支援講座の充実を図る。	課				

基本方針2 市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

(1)子どもの居場所づくり

「居場所」とは「自分が自分らしくいられる場所という意味です。子どもの居場所は家庭 であり、学校であり、地域全体、まちそのものが「子どもの居場所」であることが大切です。 子どもが安心して遊び、暮らし、学ぶことができる「居場所」になるよう、コミュニティや市 民活動団体などと協力して子どもの居場所づくりを進めていきます。

- ※注 該当する以下の計画に●を付けています。

 - ①宗像市子ども・子育て支援事業計画 ②宗像市次世代育成支援対策行動計画
 - ③宗像市子ども基本条例行動計画
- ④宗像市子ども未来応援計画

No	事業名	事業概要	【所管課】	該当計画					
INO	尹未石	尹未慨安 	課】	1	2	3	4		
		子ども基本条例の理念を基に子どもの体験活動	_						
	子どもの居場所	の推進を図るため、子どもが自由な発想で遊ぶ	子ど						
1	づくり事業 (プレ	「子どもプレーパーク」の運営と「出張プレーパー	も育成課		•	•			
	ーパーク補助)	ク」、「放課後プレーパーク」の拡充、中高生を対	成課						
		象とした居場所づくりを行う。	ВX						
		全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ご							
		し、多様な体験活動を行うことができるよう国の	_						
	放課後子ども総	新・放課後子ども総合プランを活用して地域学	子ど						
2	放麻後するも総 合プラン事業	校協働活動を行う。放課後児童クラブ(学童保	も 育		•	•	•		
	ロノノン事未	育)との連携、地域住民の参画を得て、放課後等	子ども育成課						
		に地域内の全児童を対象として学習や体験・交							
		流活動等を行う寺子屋等を開設する。							

(2)地域の教育力の向上

家庭・学校・地域が、家庭での教育の重要性を認識するとともに、相互に連携しながら、課題の解決と教育力の向上を図り、子どもたちの健全育成につなげます。

No	事業名事業概要	【所管課】	該当計画						
INO	尹禾石	于不但	誤】	1	2	3	4		
3	子ども基本条 例啓発業務	子ども及び保護者、市民、子ども関係施設関係者に、子どもの権利や子ども基本条例の内容を正しく理解してもらうことを目指す。	子ども育成課			•			
4	生涯学習推進 事業(ルックル ック講座業務)	市内2大学をはじめ、市民活動団体、企業、市職員などが講師となり、様々な分野の講座を設け、市民が行う研修会や学習会などに講師を派遣するルックルック講座の開設により、学びたい市民が、自由に学びたいことを学び、また学んだことを活かしながら、やりがい生きがいを持って活動することを目指す。	コミュニティ協働推進課		•	•			

No	事業名	事業概要	【所管課】	該当計画						
INO	尹禾石	尹 未帆女	課】	1	2	3	4			
		自他の人権を尊重する社会を創造するため								
		の啓発活動を実施し、宗像市民が安心して								
		日々の生活を送ることができることをめざす。								
		子ども達の人権意識の高揚を図るため、市内	٨							
5	人権教育啓発	の小・中義務教育学校で、人権映画上映会	人権対策課							
	事業	や人権の花運動、人権文集の作成・配布を実	策							
		施する。	跊							
		地域や一般市民に対する啓発として、地域行								
		事等での啓発事業や講演会、研修等を実施								
		する。								

(3) 子どもの体験活動の推進(地域)

子どもたちに様々な体験ができる場と機会を提供することで、子どもたちが多くのことに 興味・関心をもって育つ環境を整えます。

NI-	事業名事業概要	「所等	該当計画						
No		争耒憱安	所管課】	1	2	3	4		
		子ども基本条例関連施策の推進を図る。子ど も基本条例が目指す子どもにやさしいまちづ							
	フジナ女代批准	も基本条例が目指す子ともにやさしいまちつ くりを推進する施策の展開が子どもの自尊感	子ど						
6	子ども育成推進 事業	情を高め、個性を伸ばすことで将来の夢を持	子ども育成課			•			
	7.7	つ子どもの育成に繋げる。夏の課外授業、わく	成 課						
		わく体験報告会など子どもの体験活動の充							
		実を図る。							
		子ども基本条例の「子どもの権利」を保障し							
		「子どもにやさしいまちづくり」を推進する。乳							
		幼児から高齢者までが楽しく参加し、異年齢	7						
		交流ができる子どもまつりを開催する。各種体	子ど						
7	子どもまつり事業	験ブースやステージ発表を通じて、子どもが	も 育			•			
		大人と関わり様々なことを体験できる場を設	子ども育成課						
		けたり、まつりの企画運営に携わる子ども実行	ш						
		委員を経験させることで、子ども一人ひとりの							
		育ちを支援する。							

(4) グローバル人材の育成

お互いの歴史、文化などを学び、自分自身の考えを持ち、主張できることに加え、異なる 意見や価値観を受け入れる受容力、コミュニケーション力などを育めるよう海外派遣事業や 国際交流の機会を提供していきます。

Na	事業名	声 坐 till 	【所签		該当計画						
No	子术心	事業概要	所管課】	1	2	3	4				
		小・中学生を中心とした青少年を対象に、語学									
		力やコミュニケーション力を身につけるだけでな									
		く、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機									
		会の充実や国際交流の推進を図りながら、グロ	子								
8	グローバル人	ーバル人材の育成を図る。子どもたちの動機づ	ک ق								
0	材育成事業	けを図るとともに、主体性、チャレンジ精神、他者	子ども育成課								
		との協調性など、グローバル人材に必要な能力	課								
		の向上を図る。市民や地域、企業や団体、大学									
	などと積極的に連携してク	などと積極的に連携してグローバル人材育成事									
		業を実施する。									
		全国の高校生を対象とした「日本の次世代リー									
		ダー養成塾」を本市で開催し、市内高校生への									
		参加機会や市民への受講機会を提供するととも									
		に、全国に宗像市をPRする。									
	口士办为此件	同塾は、グローバル化が急速に進む世界におい	子								
	日本の次世代	て、各分野で世界に伍して活躍できるリーダーを	ども								
9	リーダー養成塾	育成する必要がある。このことから日本のリーダ	子ども育成課								
	事業	ーになるための、日本の文化や歴史に対するし	課								
		っかりとした知識と認識だけでなく、世界につい									
		ての幅広い知識を身に付け、自らの意見を的確									
		に主張できる能力を養うことを目的とした講義									
		やディスカッションを行っている。									
		民間レベルでの国際交流活動の充実・発展、国									
	日曜六法十四	際交流団体同士の連携の促進や事業の実施を	子ど								
10	国際交流支援	支援し、市民の異文化への理解と国際感覚の醸	も 育			•					
	事業	成を図る。青少年国際交流事業補助金事業の	子ども育成課								
		運営を行う。	卟								

No	事業名事業概要	【所管課】	該当計画						
INO		事未似女	課】	1	2	3	4		
11	青少年海外派 遣事業	青少年が国際的視野を持ち、学校生活や地域 社会でリーダーシップを発揮できるよう次世代 層を育成する。市内在住の小中学生をニュージ ーランドに派遣し、学校交流やホームステイなど を行うことで異文化交流と生きた英語に触れる 機会を提供する。また、ニュージーランドからの 使節団を受け入れ、学校交流やホームステイを 行う他、OB 会の活動を支援する。地域の若者 を海外へ派遣し、宮若市、トヨタ自動車九州(㈱、 宗像市による3者協働事業で、市内高校生をカ ナダに派遣しホームステイや海外企業の訪問を 行い、日本経済を支える産業への理解や異文化 体験などを通じてグローバル人材の育成を目指 す。	子ども育成課			•			
12	イングリッシュ・ キャンプ業務	子ども基本条例が目指す子どもにやさしいまち づくりを推進するために、子どもの体験活動の充 実を図ることで、子どもの自尊感情を高め、個性 を伸ばすことで将来の夢を持つ子どもを育成す る。小学生を対象に普段とは異なる環境で英語 を母国語とする外国人と英会話による様々な体 験活動を行うことにより、コミュニケーション力の 向上、自己の役割の認識など将来のまちづくり に資する人材の育成を図る。	子ども育成課			•			

(5)地域で取り組む子育て支援

地域は子どもが様々なことを体験し、学ぶ場でもあります。まわりの大人が子どもを教え 導くことで、子どもは豊かに成長します。そして、そのことは保護者の子育てを応援するこ とにもつながります。

そのためにも、地域の住民、地域団体、事業所、学校、ボランティアが協力しあいながら、 子どもの成長を様々な側面から支援していきます。

No	事業名	事業概要	「所		該当	計画	
110	尹 禾石	学 未似女	「所管課】	1	2	3	4
13	民生委員児童 委員事業	子育てにおける育児不安の解消や孤立防止に努める。民生委員児童委員の研修会の開催、学校を中 心としたふれあい部会活動などの支援を行う。	健康課		•	•	•
14	食育推進事業	食を基本とした心身の健康づくりが行えるよう、市民・地域・学校・生産者・企業などと連携して、食生活に関する正しい知識、郷土料理及び地産地消の普及を図り、一人ひとりの取り組みにつなげる。食生活改善推進会をはじめ関係団体と協働し、食生活に関する正しい知識の普及を行う。農水産物直売所などを通し、宗像産の農水産物を使った料理と食生活に関する正しい知識の普及を図る。	健康課		•	•	•
15	子どもの居場 所づくり事業 (ボランティア 育成業務)	子どもの放課後や休日の体験活動を支援する人材 や、地域の子育てサロンなどで子育て支援に関わる 人材を育成し、地域で子育てを担う社会づくりを目 指す。	子ども育成課		•	•	•
16	大学連携事業	市内2大学及び2高校との連携により、知的資源や 専門性が活かされたまちづくりを行う。2大学及び2 高校との連携事業を実施する。まちづくりを担う専門 的な人材を育成する。市民活動団体、コミュニティ運 営協議会、大学、企業などの多様な主体同士が協 働していくことで、子育てや暮らしに対するニーズに 対応した取組みを進める。	コミュニティ協働推進課		•	•	
17	市民活動推進事業	市民活動やボランティア活動に取り組む、または興味関心のある市内外の住民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会が、それぞれ持っているスキルやノウハウを十分に発揮し、活発に活動ができるよう市民活動やボランティア活動、市民参画などを促進するための環境を整備し、市民がつくる生きがいのあるまちを創造する。コミュニティ運営協議会、市民活動団体などが、安全・安心に活動し、それぞれの特性を活かしながら連携して活発な活動が行われるよう支援する。市民や市民活動団体、コミュニティ運営協議会と働でまちづくりを行い、市民活動の活性化に向けた支援を行う。	コミュニティ協働推進課		•	•	•

NI -	事業名	事業概要	「所	該当計画					
No		事未似女	【所管課】	1	2	3	4		
18	人づくりでまち づくり推進事 業	宗像市内に活動拠点を持つ市民活動団体、大学などが「協働のまちづくり」の様々な分野・場面において主体的に活躍できるよう支援する。	お動性進課 コミュニティ		•	•	•		
19	シティプロモー ション事業	様々な媒体を活用して広く市を PR したり、市のプロモーションにつながる事業を実施したりすることで、市のイメージや認知度、好感度の向上につなげ、選ばれるまちを目指す。民間企業との連携を積極的に進め、プロモーション効果の向上を図る。都市ブランドサイトや子育で・教育サイトを活用するなど、市内外の子育で世代へのプロモーションや情報提供を強化する。	秘書政策課		•	•			
20	定住化推進事業	子育て世帯や新婚世帯などの若い世代の人々に好まれるような住環境の充実につとめ、子育て環境や教育環境、自然環境、安全安心な生活環境等、宗像市の居住環境の良さを含め「子育てしやすいまち」であることを広くPRし、若年・生産年齢人口の増加を図るため、市内の中古住宅の購入者等に補助金を交付する。	経営企画課		•	•			
21	市民スポーツ活動推進事業	グローバルアリーナの施設を、市、市教育委員会、市内の学校が事業として使用する場合、減額分については、宗像市と財団法人サニックススポーツ推興財団が相互に負担(補助)する。スポーツ推進計画に基づき市民の健康づくりや地域活動の推進を図る。また、市民がライフステージに応じてスポーツと親しめるように機会や場の提供、施設の整備などスポーツ環境の充実にも努める。地元の大学や民間スポーツクラブと連携し学校体育や学童スポーツなどへの支援を拡充し、スポーツ・運動が好きな子どもたちを増やし体力を向上させる。勝浦浜の海洋拠点施設を活用し、小学生の高学年を対象としたヨットやカヌー体験などを通して、海に親しむ機会を提供する。	文化スポーツ課		•	•			

NI -	古 <i>世 口</i>	丰 米 和 田	【所签		該当	計画	
No	事業名	事業概要	所管課】	1	2	3	4
22	体育施設管理 運営事業(体 育施設管理、 学校施設開放 事業)	既存の体育施設について適切な修繕を実施し、利用者の安全確保を図る。施設の管理運営については、効果的な実施と経費の削減を図る。小中学校運動場・体育館を開放し、地域のスポーツ・レクリエーション活動の場として活用する。	文化スポーツ課		•	•	
23	地域青少年育 成事業	PTA、子ども会、青少年指導員など地域の青少年の健全育成関係者が青少年の健全育成を目的として活動することを目指す。PTA、子ども会、青少年指導員との連携や関係団体への支援、子どもの安全安心セミナーや立入調査、一斉パトロールなど青少年の健全育成に関する業務を行う。	子ども育成課		•	•	•
24	赤ちゃんの駅	乳幼児を育児中の保護者が、安心して外出できるよう子育て環境の充実を目指す。市内の事業所等に向けて赤ちゃんの駅への理解、協力を得る。乳幼児を子育て中の保護者に対し、赤ちゃんの駅について普及・PRを図る。	子ども育成課		•	•	
25	田熊石畑遺跡管理運営事業	村っ子づくりいせきんぐ事業を継続し、子どもの見守りやいせきんぐらしさを活かした体験学習を開催することで、地域の子ども達が宗像の歴史や文化に関心やほこりを持てるための基礎づくりを行うとともに、入園者数の増加につなげる。	文化財課		•	•	•

(6)安全・安心なまちづくり

子どもを狙った犯罪や通学中の子どもが巻き込まれる交通事故が増えています。子どもを 犯罪や事故から守るには、PTA や地域の防犯ボランティア、警察などの関係機関との連携等、 地域における連携が必要となります。また、警察、学校、コミュニティなどの関係団体と協 力し、危険個所の改善や安全啓発など総合的な対策を行います。

No	事業名事業概要	申华哲田	【所管課】	該当計画				
		学 未似女	課】		2	3	4	
		医療・救急にかかる関係機関と協働し、休日や夜						
26	救急医療事業	間、小児の医療体制の充実に取り組む。休日・夜間	健康課					
20	拟心区惊事未	に適切な救急医療を受けられる医療体制を確保す	課					
		る。						

Na	声 光 <i>勾</i>	古 光 抑 而	【所签		該当	計画	
No	事業名	事業概要	(所管課)	1	2	3	4
27	妊婦や子ども、ベビーカーを使用する保護者といった自動車を運転しない市民でも、公共交通機関を利用して、駅、官公庁施設、病院などを快適に移動できるまちを目指す。コミュニティ運営協議会と協働し、ふれあいバスとコミュニティバスの路線及び	交通対策課		•	•		
	T.A.	働し、ふれあいバスとコミュニティバスの路線及び 時刻表の見直しを行い、利用者の利便性の向上に 取り組む。	課				
28	公園維持管理 事業	公園利用者が安全に安心して公園が利用できるよう、遊具等点検を実施し、適正な維持管理を行なう。	維持管理課		•	•	
29	交通安全施設 整備事業	道路利用者が安全に安心して道路を通行できるよう、段差の解消、通学路の安全確保等、適正な維持 管理を行なう。	維持管理課		•	•	
30	市民安全対策事業	宗像市内で犯罪が減少し、安全で安心に暮らせるまちになることを目指す。	地域安全課		•	•	
31	交通安全対策 事業	地域や市民活動団体と協働し、地域の安全性を高めるための防犯活動や交通安全活動に取り組む。春・秋の交通安全早朝指導を行う。広報誌の発行や宗像警察署及び宗像地区交通安全協会と連携し、交通安全啓発活動を行う。危険性のある道路環境の改善のため道路管理者や宗像警察署に要望を行う。	地域安全課		•	•	
32	住宅相談事業	市民または宗像市に転入しようと考えている人が、 住宅に関する不安や悩みを速やかに解消できるよ う協働による住宅相談窓口の充実を図る。子育て 世代に対し、住機能の面から子どもにやさしく、子 育てしやすい住宅の情報を提供する。	建築課		•	•	

基本方針3 子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

(1)学校の教育力の向上

学校は次世代を担う児童・生徒が学ぶ場であるため、社会環境の変化に合わせた適切な運 営が求められます。子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、充実した教 育環境を整備していきます。

- ※注 該当する以下の計画に●を付けています。
 - ①宗像市子ども・子育て支援事業計画 ②宗像市次世代育成支援対策行動計画
 - ③宗像市子ども基本条例行動計画 ④宗像市子ども未来応援計画

NI -	去业 力	+ W 101 	【所	該当計画 ① ② ③			
No	事業名	事業概要	所管課】	1	2	3	4
ı	小中一貫教育推進事業	生きる力を身に付けた子どもの育成に向けて、中学校区ごとに共通の目標を設定し、その実現のために協働して義務教育9か年で一貫したカリキュラムのもと教育活動を実践する小中一貫教育を推進する。また、家庭・地域と協働する小中一貫コミュニティ・スクールを目指し、①つなぎ役となる学園コーディネーターの配置②学校運営協議会の設置による保護者・地域住民の参画などにより効果的な学園運営を行う。	教育政策課		•	•	
2	学力向上支援 事業	「確かな学力」の育成や特別な支援を要する児童 生徒への指導のため、指導方法の工夫改善に取り 組む小中学校に対して学力向上支援教員を配置 して、きめ細やかな指導及び個に応じた指導の充 実を図る。	教育政策課		•	•	•
3	学校支援ボラン ティア事業	小中学校が地域住民、保護者、市内・近隣の大学 との連携を図り、学校支援ボランティアとして協力 してもらえる人材を発掘、活用することで地域の教 育力を活かし、教育活動の更なる充実を図る。	教育政策課		•	•	•
4	学校情報化事業	小中義務教育学校の教職員及び児童生徒が、パソコン等のICT機器を活用できるよう保守管理及び機器の導入・更新を行う。	教育政策課		•	•	

No	車 ₩ <i>Q</i>	車 架 怦 西	【所签	該当計画	計画		
INO	事業名	事業概要	所管課】	1	2	3	4
		小中義務教育学校の外国語活動及び外国語科に おいて、発達段階に即した効果的かつ継続的なA	教育				
5	ALT派遣事業	LTの活用を図ることで、「聞く・話す・読む・書く」の 4技能をバランスよく身に付けた「英語が使える宗 像の子」の育成を図る。	教育政策課		•	•	
6	人権教育事務	人権・同和教育の研究と推進を図るため、教職員 や保護者を対象とした研修会や実践交流会を開 催する。市内小・中学校などにおいて、様々な人権 問題を解消するために、市民活動団体などが行っ ている人権啓発活動の支援及び研修会などへの 参加を行う。	教育政策課		•	•	
7	世界遺産学習推進事業	世界遺産学習検討委員会を設置して、世界遺産 学習に関する研究を行い、カリキュラムや教材を作 成する。児童生徒が世界遺産候補をはじめとする 歴史文化について学習する際のバス代を助成す る。世界遺産学習連絡協議会に加入して、他自治 体と情報交換を行うとともに、本市について広く PRする。	教育政策課		•	•	

(2)教育・保育環境の充実

保育士等の人材を確保に努め、また保育に携わる人たちの能力向上を促し、保護者が安心 して子どもを預けられる環境を整えます。また、保・幼・認・小の連携を進め、切れ目のな い支援を行って行きます。

児童が自ら進んで学校に行きたいと思える学びの場を整え、子どもたちの好奇心を高め、 食育等を通じて、心身共に健康に育つことのできる環境を整えます。

No	事業名	事業概要	【所		該当	計画	
INO	争耒石 	争耒慨安	(所管課)	1	2	3	4
		幼児教育の多様な展開に対応するため、保育士と					
		幼稚園教諭の資質及び専門性の向上を図り、保育					
		所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携・接続を強			T		
		化し、小学校生活に活かせるようにする。家庭や地域					
		社会の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境	_				
	 幼児教育振興	を整備する。幼児教育と小学校教育の連携を強化	子ど				
8	│ 幼児叙月振 興 │ │ 事業	し、円滑な接続を図るため、宗像市幼児教育振興プ	子ども育成課		•	•	•
	尹未 	ログラムに基づく施策を推進する。保幼認小連携だ	成課				
		よりの発行やHPの活用により、保幼認小の連携・接	DК				
		続強化の取り組みを広く周知する。保育参観事業及					
		び小学校統一入学説明会の実施を推進する。「保					
		幼認小接続期における学びのめやす」などの活用に					
		よる家庭と保幼認小の幼児教育の協働を推進する。					
		幼稚園教諭の資質向上研修や障がい児教育環境	子			•	
_	私立幼稚園就	の充実により、幼稚園及び認定こども園(教育利	ども		•		
9	園等補助事業	用)に通う子どもへ、質の高い教育サービスの提供	子ども育成課				
		を行う。	課				
		保育士や教員等の就職希望者と、求人募集する保					
	ATT NOT THEN NOT A	育所や幼稚園、認定こども園、学童保育所との調整	子ど				
10	無料職業紹介	を行い、スムーズな就職等を支援する無料職業紹介	も 育	•		•	
	所	所を開設し、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等の安	子ども育成課				
		定的な人材の確保を図る。	本				
		児童・生徒が安心して自ら学校に行きたいと思うこと	学				
11	学长长 凯笠珊	ができるよう、学びの場として充実した環境を整備す	学校管理課				
' '	学校施設管理		理				
		る。	課				
		児童生徒が安全で健康な学校生活を送ることがで					
12		きるよう、小中義務教育学校に学校医、薬剤師を配	教				
	学长伊姆 古兴	置し、健康診断を行う。	育				
	学校保健事業	児童生徒の学校活動中による怪我、疾病に対して日	教育政策課				
		本スポーツ振興センターの保険を適用することで治	課				
		療費などに関する保護者の経済的負担を軽減する。					

No	事業名	事業概要	【所签	該当計画				
INO	学 未包 学术例女	所管課】	1	2	3	4		
13	学校図書館推 学校事業 学校・家食 庭育推 進業務	子どもが、学校図書館を通して読書の楽しさを知ることで、豊かな心の育成を図るとともに情報の利活用能力を養う。また、自ら考え、調べ、行動し、生きる力を身につけさせる。学校、家庭、地域と協働し、児童・生徒の読書活動、調べ学習を推進する。図書館の活用を推進することで、「読む力」と「調べる力」が身につく環境を提供する。 市内小中学校児童生徒が、生涯にわたり健康的で豊かな生活を送ることができるようになることを目指し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。 学校給食をとおして食育を推進する。学校・家庭・地域が連携し、地元産物を利用した和食・魚食事業を	図書課		•	•	•	
15	学校給食管理運営業務	展開し、望ましい食習慣の理解を深めさせる。地元生産者と連携し、体験型の食育を推進することで、食についての関心を深め、子どもの郷土愛を育む。市内小中学校児童生徒の心身の健全な発達のために、安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供し、日常生活における正しい食事のあり方と望ましい食習慣の形成、食文化の理解を深める。生産者、家庭、地域と協働し、地産地消を通じた学校での食育	学校管理課		•	•	•	
16	市民文化芸術活動推進事業	に取り組む。和食給食、郷土料理給食、ジビエ給食(イノシシ肉)などを提供を検討し、食文化や食の歴史の理解を進める。 文化芸術を鑑賞・体験する環境を創出するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校等の身近な場所でのアウトリーチ事業を継続して実施する。また、宗像市文化協会が実施する伝統文化出前授業をサポート	課文化スポー		•	•		
	儿别此处于不	する。文化芸術の将来の担い手を育成するため、吹 奏楽祭やこども芸術祭を継続して実施し、発表の場 を創出する。	- ツ 課					

(3) 子どもの体験活動の推進(学校)

子どもたちに様々な体験ができる場と機会を提供することで、子どもたちが多くのことに 興味・関心をもって成長する環境を整えます。

No	事業名	事業概要	【所管課】		該当	該当計画			
	学 未石	学 未似女	[課]	1	2	3	4		
17	小学生宿泊体 験事業	小学生が宿泊体験活動を通じて異学年での共同 生活や学習活動を行い、他者と関わる力や集団生 活におけるマナー、基本的な生活マナー、基本的な 生活習慣を身につけることを目指す。	教育政策課		•	•			
18	中学生職場体 験事業(ワクワク WORK)	中学生の職業観·勤労観を育み心豊かにたくましく生きる能力を養うため、市内事業所などの協力 のもと、職場体験を行う。	教育政策課		•	•			

(4) 障がいがある子ども・適応に不安のある子どもへの支援(学校)

地域社会全体が障がいについて理解し、障がいのある子どもが、学校や社会、地域で本人及び家族が安心して生活できるよう環境を整えていきます。障がいがある子どもが社会的に自立することを目指した療育を行い、成長や発達に支援が必要な子どもや障がいがある子ども、その家族に対する相談、助言など支援を行っていきます。また、専門家や外部機関と連携しながら、いじめや不登校など子どもが抱える問題の解決に取り組みます。

No	車 ₩ <i>Q</i>	車₩₩ ₩	【所签		該当	計画		
INO	事業名	事業概要	所管課】	1	2	3	4	
19	特別支援教育 推進事業	特別支援教育に対する保護者の理解を促し、特別 な支援を必要とする児童生徒が適切な教育を受 けられるよう教育環境を整備する。	教育政策課		•	•		
20	教育サポート室エール運営事業	教育サポート室エールを設置・運営し、不登校の児 童生徒に対し社会的な自立ができるような力を養 い、学校に復帰できるようにする。	子ども支援課			•	•	
21	教育相談事業	市内小中学校にスクールカウンセラーなどの心の 専門家を派遣し、学校の教育相談機能を高め、児 童生徒の抱える心の問題を改善・解決し、もって不 登校やいじめなどの生徒指導上の諸問題の解決 につなげる。教育委員会に相談員を設置し、保護 者・地域から寄せられる相談などに対応し、諸問題 の迅速な解決につなげる。	教育政策課		•	•		